

一般社団法人 日本電機工業会

ACPC J-01
家庭用空気清浄機性能認証制度
運用規定

2026年（令和 8年） 4月 1日 制定



一般社団法人 日本電機工業会
空気清浄機認証特別委員会
空気清浄機認証推進委員会

目 次

ページ

1. 適用範囲	1
2. 適用規格	1
3. 用語及び定義	1
4. 認証制度の運用体制及び役割	2
5. 通則	3
5.1 認証制度の申請スキームの概要	3
5.2 認証費用	3
5.3 認証の申請等に係る手続き及び必要書類	3
5.3 指定試験機関	4
5.4 試験の実施	4
5.5 認証条件及び認証付与	4
5.6 表示上限値	5
5.7 認証ロゴマーク	5
5.8 市場モニタリング及び是正措置	5
5.9 認証の有効期限	5
5.10 認証制度からの脱退	5
5.11 情報の取扱いに関する禁止事項	6
6. 手続き	6
6.1 会社登録申請	6
6.2 認証申請	6
6.2.1 区分R-1の製品の認証申請	6
6.2.2 区分R-2の製品の認証申請	7
6.2.3 区分N-1の製品の認証申請	7
6.2.4 区分N-2の製品の認証申請	7
6.3 新規認証（認証番号）の付与及び認証製品の情報公開の処理	7
6.4 認証情報の変更及び認証の取下げ申請	8
6.4.1 認証情報の変更申請	8
6.4.2 認証の取下げ申請	8
6.5 認証制度からの脱退申請	8

ACPC J-01

家庭用空気清浄機性能認証制度 運用規定

序文

近年、PM2.5や花粉症、感染症の流行が社会問題となり、家庭用空気清浄機への期待が高まっている。一般社団法人 日本電機工業会（以下、『JEMA』とする。）では、1995年に『JEM1467 家庭用空気清浄機』を制定し、空気清浄機の性能表示に活用してきたが、2020年以降に空気清浄機の国際標準であるIEC63086シリーズが整備されたことを受け、2026年3月にJEM1467は国際標準に整合する形に改正された。

このたび、国際標準に基づく公平な評価を促進し、消費者が製品を購入する際に混乱なく比較検討できる環境を整えるために、家庭用空気清浄機性能認証制度（以下、『認証制度』とする。）を制定する。

この認証制度は、第三者機関による公正な評価に基づく空気清浄機の性能表示を規定し、消費者にとっての製品選びの指標となることを目的としている。具体的には、製品の集じん性能及び、適用床面積の表示値が第三者機関にて測定された結果に基づくものであることが確認された製品に対して、性能認証及び認証ロゴマークを付与する制度である。

この運用規定は、空気清浄機の認証を取得する場合の実施要領をまとめ、同時にその認証制度を紹介することを目的として取りまとめている。

1. 適用範囲

この運用規定は、日本国内に販売される家庭用及びそれに類する空気清浄機に対して認証を行う場合に適用する。加湿機能付き空気清浄機等の空気清浄機能を有する複合機能製品についても認証の適用範囲とする。

ビルトインタイプ及び設備型等の業務用製品については認証制度の対象外とする。また、送風装置を持たない空気清浄機は、単独運転で性能を満足させることが難しいと想定されるため、認証制度の対象外とする。その他、適用規格では評価できない機器は認証制度の対象外とする。

なお、JEM1467には下限集じん効率及び上限騒音値の規定、並びに安全の規定等があるが、それらの要求事項に対して適合しなければならない。

2. 適用規格

本認証制度の適用規格は、次による。今後、JEM1467の改訂が行われた場合には、空気清浄機認証推進委員会がJEM1467改訂内容を確認し、必要に応じて本運用規定の改訂を行うとともに、認証製品に対する再認証の必要性を、その都度、議論する。

JEM1467 : 2026 家庭用空気清浄機

3. 用語及び定義

本運用規定で用いる主な用語の定義は、次による。

3.1

認証

本制度に基づき、第三者機関による測定結果により製品の所定の性能表示の適格性を認めること。

3.2

申請者

認証制度に関して認証の取得，又は認証情報の変更の申請を行う事業者。

3.3

認証取得者

本制度により認証を受けた製品を有する事業者。

3.4

空気清浄機認証特別委員会

本制度に基づき，認証を付与する機関。（詳細は，4.1 参照）

3.5

空気清浄機認証推進委員会

認証制度の運営に係る事項を審議・決定する機関。（詳細は，4.2 参照）

3.6

空気清浄機認証制度事務局

認証制度の円滑な運用を支援する組織。（詳細は，4.3 参照）

3.7

認証製品

認証委員会の認証を受け，市場で流通している製品。

3.8

認証ロゴマーク

認証製品に対して表示が可能となるロゴマーク。認証番号と適用規格が含まれる。（詳細は，5.7 参照）

3.9

代表機種

指定試験機関にて試験を実施し，データを取得した機種。

4. 認証制度の運用体制及び役割

本制度の運用は，空気清浄機認証特別委員会，空気清浄機認証推進委員会及び，空気清浄機認証制度事務局が担う。各ステークホルダの役割は，次による。

4.1 空気清浄機認証特別委員会の役割

本規定に記載する指定試験機関の測定結果に基づく認証の付与，市場モニタリングの対象機種の選定及び検証結果に基づく是正措置等の業務を行う。

市場モニタリングは，JEMA会員及びJEMA会員外の認証製品が対象となるため，公平性を担保するため有識者等の第三者で構成する。（以下，認証特別委員会とする。）

4.2 空気清浄機認証推進委員会の役割

本運用規定等の各規定の管理・改訂，認証制度の周知・広報活動，事業計画の作成，予算の管理・執行，国際標準化活動等の空気清浄機に関連する事業の支援等の業務を行う。

原則としてJEMAの空気清浄機技術専門委員会又は空気清浄機専門委員会の委員によって構成する。以下、(以下、推進委員会とする。)

4.3 空気清浄機認証制度事務局

認証制度の事務作業、申請手続きの窓口業務、認証情報の管理、公表等の業務を行う。(以下、事務局とする。)

5. 通則

5.1 認証制度の申請スキームの概要

認証制度における申請スキームの概要は、図1による。

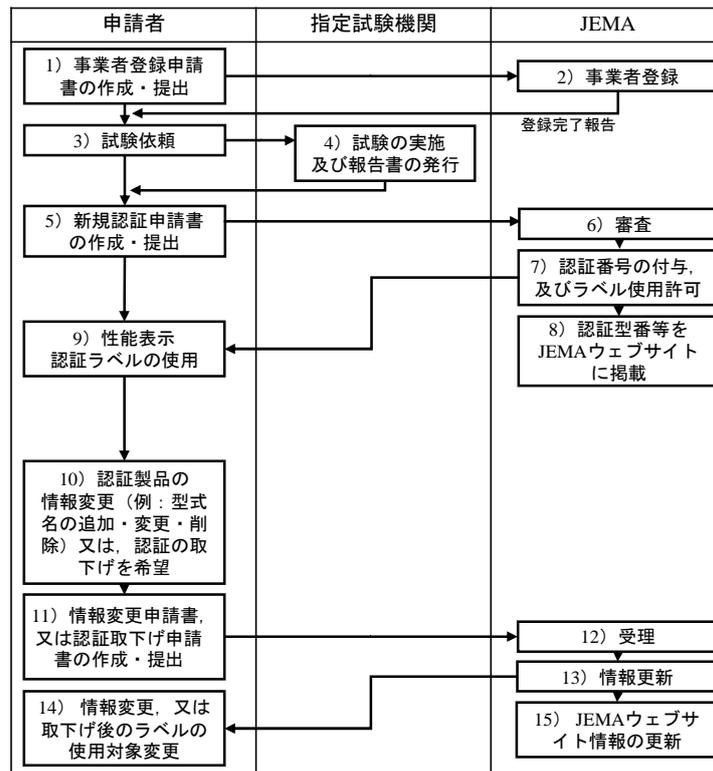


図1 —申請スキームの概要

5.2 認証費用

認証に係る費用は、別紙『ACPC J-02 家庭用空気清浄機性能認証制度 認証費用規定』による。

認証費用は、事前の断りなく、推進委員会で協議の上、改訂することがある。

5.3 認証の申請等に係る手続き及び必要書類

認証の申請等に係る手続きの具体的内容は、箇条6による。また、各手続きの際に必要な書類は、表1による。必要書類の書式A~Gの具体的内容は、別紙「ACPC J-03 家庭用空気清浄機性能認証制度 様式集」による。

申請者及び事務局の書類の送付は、電子的方法を基本とする。特に申請者による書類は、原則として、テキストデータを抽出可能な電子ファイルを電子メールによって送付・提出する。テキストデータ

を抽出できない場合や書類に不足・不備等がある場合は、事務局は申請者に対して再提出を要請することができる。

表1—各手続きに必要な書類

様式記号	書類の名称	内容
様式A	会社登録申請書	認証制度に会社名、責任者等を登録するための書類。
様式B	試験依頼書	指定試験機関に対して本認証制度に申請するための試験であることを通知するための書類。
様式C	試験結果概要書	試験報告書の本編とは別に認証申請に必要なデータを抽出したもので試験機関が発行する書類。
様式D	新規認証申請書	新規に認証（認証番号）の取得を申請するための書類。
様式D'	認証書 (新規認証申請書に対する返信)	申請に対して審査の結果、認証の付与を証明及び伝達する書類（JEMAにて認証印及び認証番号を付与）。
様式E	認証情報変更申請書	既に認証番号を取得した製品について認証番号は残した上で、情報の変更を申請するための書類。情報の変更内容の例は次による。 a) 型式名の追加：認証製品の一部の型式名を追加 b) 型式名の追加：認証製品の一部の型式名を差し替え c) 型式名の削除：認証製品の一部の型式名を削除
様式E'	認証情報変更申請書 に対する返信	認証情報変更申請書に対してJEMAによる作業完了を伝達する書類。
様式F	認証取下げ申請書	認証製品の認証そのもの（認証番号を含む）を取り下げを申請するための書類。
様式G	認証制度脱退届	認証制度からの脱退（会社登録の取り下げ）のための書類。

5.3 指定試験機関

推進委員会が指定する指定試験機関は次による。

- a) 暮らしの科学研究所株式会社

5.4 試験の実施

認証の申請に必要な試験は、JEM1467:2026 附属書Cにおける粒子径 fine (KCl) を用いた集じん試験とする。試験は指定試験機関において、申請しようとする代表機種 3台で各1回の測定を実施し、CADRの平均値及び、CADRの平均値から求められる適用床面積を算出する。

5.5 認証条件及び認証付与

認証特別委員会は、申請書の記載内容に対して次の認証の条件を照らして認証付与の適否を判定する。以下の全ての条件を満たしている場合、認証特別委員会は、当該製品に認証を付与する。

- a) JEM1467の附属書 Cによる試験を行ったとき、指定試験機関が測定したCADRの3台の平均値が、CADRの表示値の100%以上である。
- b) JEM1467の附属書 Cによる試験を行ったとき、指定試験機関が測定したCADRの3台の平均値から計算される適用床面積が、適用床面積の表示値の100%以上である。
- c) JEM1467の附属書 Cによる試験を行ったとき、指定試験機関が測定した測定1回目の集じん効率が70%以上である。
- d) 提出書類に不備がない。

5.6 表示上限値

測定精度の観点から、CADRの表示上限値を1 000 m³/hとする。認定試験機関が測定したCADRの3台平均値が1 000 m³/hを超える場合、CADRを、“> 1 000 m³/h”と表示することができる。ただし、適用床面積は、CADR値を、1 000 m³/hと仮定として算出し、不等号は付けてはならない。

5.7 認証ロゴマーク

認証取得者は、認証製品に対して、図 2の認証ロゴマークを表示することができる。認証ロゴマークの使用方法は、別紙『ACPC J-04 家庭用空気清浄機 認証ロゴマークの使用規定』による。

認証ロゴマークの印刷及び、表示等は認証取得者が行い、それに掛かる費用は認証取得者が負う。



図2—認証ロゴマークの例

5.8 市場モニタリング及び是正措置

認証特別委員会は、認証制度に対する一定レベルの信頼を確保するため、認証製品に対して定期的な市場モニタリング活動を実施する。その結果、不適合が確認された場合は、認証特別委員会は認証取得者に対して必要な措置を講ずることができる。

市場モニタリング及び、是正措置の具体的内容は、別紙『ACPC J-05 家庭用空気清浄機性能認証制度 市場モニタリング規定』による。

5.9 認証の有効期限

認証取得者による認証の取り下げがない場合、認証の有効期限は原則、無期限とする。ただし、事務局が定期的（年に1回）に送付する認証制度の維持管理費の請求に対して、所定の期限までに入金を確認できない場合は、認証制度から脱退したものと見なし、JEMAウェブサイトから認証製品の登録情報の全てを削除し、認証の全ても取り消しとする。

なお、認証制度からの脱退の手続きは、6.5 によって行うことができる。

5.10 認証制度からの脱退

認証制度からの脱退の申し出があった場合は、JEMAウェブサイトから当該社の全ての認証製品の掲載情報を削除し、認証も取り消しとする。また、同時に会社登録情報も削除する。再度、認証の取得を申請する場合は、会社登録申請の登録を行う。

また、事務局が定期的（年に1回）に送付する認証制度の年間維持管理費の請求書に対して、所定の期限までに入金を確認できない場合は、認証制度から脱退したものと見なし、JEMAウェブサイトから認証製品の全ての登録情報を削除し、全ての認証も取り消しとする。

なお、認証制度からの脱退の手続きは、6.5 によって行うことができる。

5.11 情報の取扱いに関する禁止事項

事務局は、申請者が指定したウェブサイトへの情報掲載・変更日以前に事務局内以外にCADR等の製品情報を漏洩してはならない。

事務局は、認証制度において取得した情報について、認証制度以外の目的で当該情報を取り扱ってはならない。

申請者は、製品等への認証ロゴマークの表示及び、認証取得の情報公開（プレスリリース等を含む）を、JEMAウェブサイトへの情報掲載・変更希望日の前に実施してはならない。

6. 手続き

6.1 会社登録申請

初めて認証を受けようとする空気清浄機を扱う事業者は、事務局に【**様式 A**：会社登録申請書】を提出することによって会社登録を行う。会社登録は、会社単位で行う。また、過去に会社登録があった場合においても、**5.10** に該当する場合は、改めての登録が必要となる。

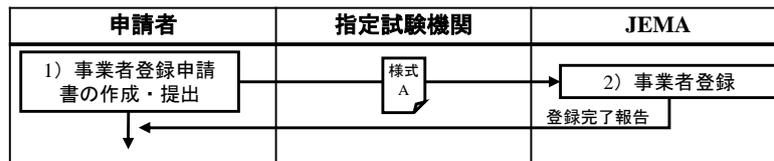


図3—会社登録のフロー

6.2 認証申請

認証の取得を希望する製品の指定試験機関における試験の要否及び、申請に必要な書類の様式は、**表 2** による。

表 2 —指定試験機関における試験の要否と申請様式

大区分	小区分	指定試験機関での試験	様式
区分R (Required)	区分R-1: 区分Nに該当しない場合	要	様式D
	区分R-2: 区分Nに該当するが新規の認証番号の取得を希望する場合	6.2.2参照	様式D
区分N (Not Required)	区分N-1: 新規認証申請であるが、同時に申請する代表機種と性能値が同等の場合	不要	様式D
	区分N-2: 既に認証取得済の製品と性能値が同等の場合	不要	様式E

6.2.1 区分 R-1 の製品の認証申請

申請者は、認証の取得を希望する製品について、指定試験機関において代表機種の試験を実施しなければならない。申請者は、【**様式 B**：試験依頼書】に基づき、試験を依頼する。指定試験機関と調整の上、代表機種 3 台を指定試験機関に送付する。試験を行う機器は、量産品又は量産同等品でなければならない。

認定試験所は、試験の実施後に、自機関が発行する試験報告書とは別に【**様式 C**：試験結果概要書】を申請者に発行・送付する。

申請者は、指定試験機関から受領した【**様式 C**：試験結果概要書】の写しと、【**様式 D**：新規認証申請書】を事務局に提出することにより、認証の申請を行う。

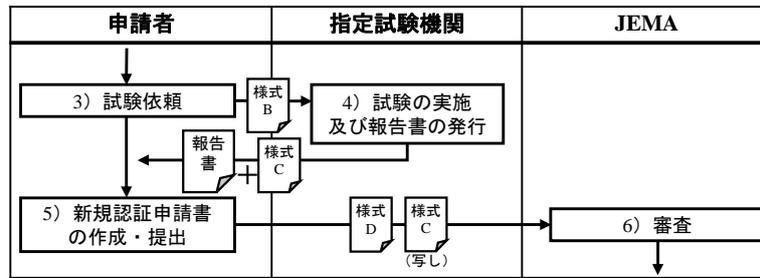


図 4-区分 R-1 の製品の認証申請フロー

6.2.2 区分 R-2 の製品の認証申請

区分 R-2 の製品の申請には、6.2.1 と同様の手続きが必要となる。ただし、認証申請品（区分 R-2 の製品）の性能値が既に認証取得済の認証製品と同等の場合、認証取得済の認証製品の【様式 C：試験結果概要書】を用いて申請することができる。

注記 ただし、この場合においても認証申請費用は発生する。

6.2.3 区分 N-1 の製品の認証申請

区分 R-1 又は、区分 R-2 の製品（代表機種）と同性能であるが、型式名が異なる機種（例：色違い、意匠違い等）について、代表機種と同時に認証の取得申請をする場合が、これに該当する。

申請者は、区分 R-1 又は、区分 R-2 の製品（代表機種）の認証申請（6.2.1 又は 6.2.2）の手続きの際に【様式 D：新規認証申請書】の所定欄に区分 N-1 の製品の型式名等の情報を記載することにより、代表機種と同時に認証の申請を行うことができる。

6.2.4 区分 N-2 の製品の認証申請

既に認証取得済の認証製品（認証番号取得済み且つ、JEMA ウェブサイトに掲載済み）と同性能の製品で、且つ、認証の取得申請の時期が異なる場合が、これに該当する。

既に認証を取得した認証製品に対して、6.4 の認証情報の変更手続きに従って情報の変更（型式名の追加）を申請することにより、区分 N-2 の製品の認証申請とすることができる。

6.3 新規認証（認証番号）の付与及び認証製品の情報公開の処理

認証特別委員会が、5.5 に基づき、新規認証（認証番号）の付与が適切と判断した場合、事務局は、認証登録証として認証印及び認証番号を付与した認証書【様式 D'：新規認証申請書に対する返信】を申請者に送付し、申請者の情報掲載希望日から 10 日営業日以内に認証製品の情報を JEMA ウェブサイトに掲載する。

認証特別委員会が認証の付与が不適切と判定した場合は、事務局は、その理由を文書で通知し、再申請の手続きについて案内する。

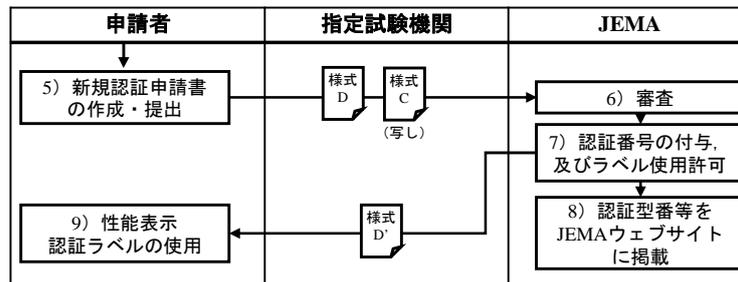


図 5—製品の認証付与及び情報公開のフロー

6.4 認証情報の変更及び認証の取下げ申請

6.4.1 認証情報の変更申請

認証情報の変更申請を行う場合、申請者は、対象の認証が付与された際の【様式 D：新規認証申請書】の写しと、【様式 E：認証情報変更申請書】を事務局に提出することにより認証情報の変更を行う。

認証情報の変更の例は次による。

- a) 型式名の追加：認証製品の一部型式名を追加（6.2.4 の区分 N-2 の製品の認証）
- b) 型式名の変更：認証製品の一部型式名を差し替え
- c) 型式名の削除：認証製品の一部型式名を削除

認証特別委員会は認証情報変更申請の受領後、その適否を判定し、適切と判断した場合、事務局は認証登録証として受領印を押印した【様式 E'：認証情報変更申請書に対する返信】を申請者に送付し、申請者の情報変更希望日から 10 日営業日以内に JEMA ウェブサイト情報を変更する。

認証特別委員会が、認証情報の変更が不適切と判定した場合は、事務局は、その理由を文書で通知し、再申請の手続きについて案内する。

6.4.2 認証の取下げ申請

認証製品の認証そのもの（認証番号を含む）の取下げ申請を行う場合、申請者（認証取得者）は、【様式 F：認証取下げ申請書】を事務局に提出することにより認証の取下げを行う。事務局は、認証の取下げ申請があった場合は、希望日から 10 日営業日以内に認証番号等の取消しも含めて、ウェブサイト情報を変更する。

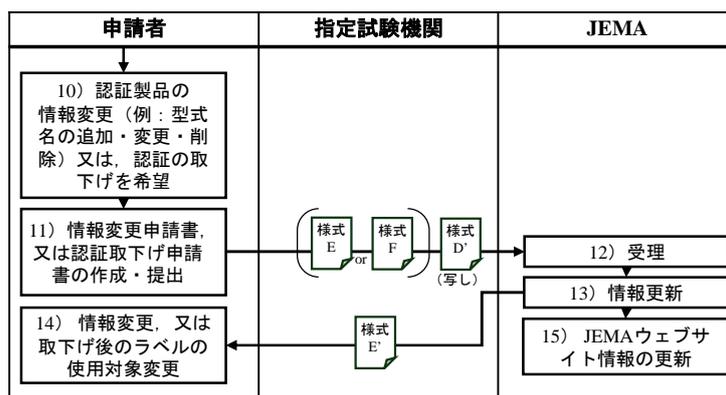


図 6—製品の認証情報の変更又は取下げ申請のフロー

6.5 認証制度からの脱退申請

事務局は、会社登録済みの事業者に対して定期的（年に 1 回）に認証制度の年間維持管理費の請求書を送付する。

会社登録済みの事業者は、認証の維持（認証ロゴマークの使用及びウェブサイトでの認証製品の情報掲載）を継続する場合は、指定の日時まで維持管理費を入金する。

認証の維持を継続しない場合は、【様式 G：認証制度脱退届】を事務局に提出する。

認証制度からの脱退の申し出があった場合は、事務局は JEMA ウェブサイトから認証製品の情報を削

除する。

- 注記 1** 事務局は、会社登録がある事業者に対して認証制度の年間維持管理費の請求書を送付する。
- 注記 2** 本認証制度における年間維持管理費は、認証製品が 1 件の場合であっても、複数件の場合であっても同額である。
- 注記 3** 認証制度からの脱退手続きは、年間維持管理費の請求書の発行時期によらず、いつでも手続き可能である。
- 注記 4** 認証制度から脱退した場合、6.1 の会社登録情報が削除される。(5.10 参照)



図 7- 認証制度からの脱退

以 上